A セットの使い方（医療機関受診準備）

★A2 補助のリーフレットと予防接種用シールは光沢紙に印刷したものを各団体様にお送りします。

[民間あっせん機関の使い方]

受診用ツールセットを準備し、養親様にお渡しください

A2 医療機関のみなさまへ

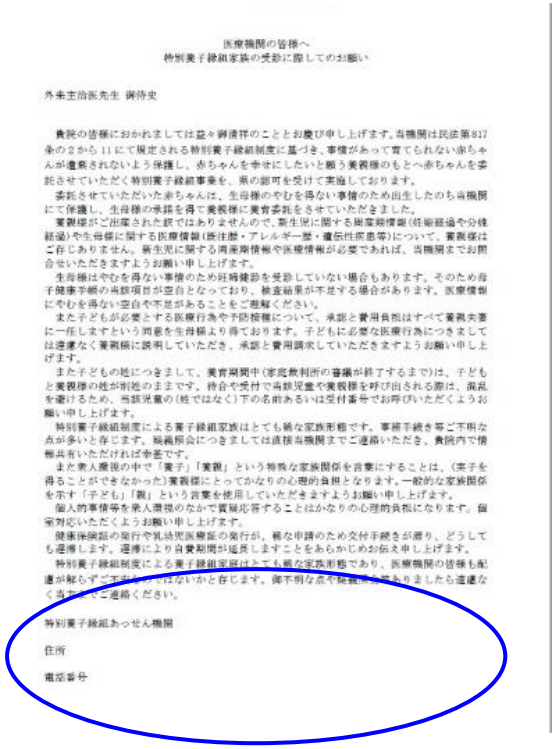
医療機関の皆様へ
特別養子縁組家族の受診に際してのお願い

外来主治医先生 御侍史

貴院の皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。当機関は民法第817条の2から11にて規定される特別養子縁組制度に基づき、事情があって育てられない赤ちゃんが遺棄されないよう保護し、赤ちゃんを幸せにしたいと願う養親様のもとへ赤ちゃんを委託させていただく特別養子縁組事業を、県の認可を受けて実施しております。

委託させていただいた赤ちゃんは、生母様のやむを得ない事情のため出生したのち当機関にて保護し、生母様の承諾を得て養親様に養育委託をさせていただきました。

養親様がご出産された訳ではありませんので、新生児に関する周産期情報（妊娠経過や分娩経過）や生母様に関する医療情報（既往歴・アレルギー歴・遺伝性疾患等）について、養親様はご存じありません。新生児に関する周産期情報や医療情報が必要であれば、当機関までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

生母様はやむを得ない事情のため妊婦健診を受診していない場合もあります。そのため母子健康手帳の当該項目が空白となっており、検査結果が不足する場合があります。医療情報にやむを得ない空白や不足があることをご理解ください。

また子どもが必要とする医療行為や予防接種について、承認と費用負担はすべて養親夫妻に一任しますという同意を生母様より得ております。子どもに必要な医療行為につきましては遠慮なく養親様に説明していただき、承認と費用請求していただきますようお願い申し上げます。

また子どもの姓につきまして、養育期間中（家庭裁判所の審議が終了するまで）は、子どもと養親様の姓が別姓のままです。待合や受付で当該児童や養親様を呼び出される際は、混乱を避けるため、当該児童の（姓ではなく）下の名前あるいは受付番号でお呼びいただくようお願い申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家族はとても稀な家族形態です。事務手続き等ご不明な点が多いと存じます。疑義照会につきましては直接当機関までご連絡いただき、貴院内で情報共有いただければ幸甚です。

また衆人環視の中で「養子」「養親」という特殊な家族関係を言葉にすることは、（実子を得ることができなかった）養親様にとってかなりの心理的負担となります。一般的な家族関係を示す「子ども」「親」という言葉を使用していただきますようお願い申し上げます。

個人的事情等を衆人環視のなかで質疑応答することはかなりの心理的負担になります。個室対応いただくようお願い申し上げます。

健康保険証の発行や乳幼児医療証の発行が、稀な申請のため交付手続きが滞り、どうしても遅滞します。遅滞により自費期間が延長しますことをあらかじめお伝え申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家庭はとても稀な家族形態であり、医療機関の皆様も配慮が解らずご不安なのではないかと存じます。御不明な点や疑義照会がありましたら遠慮なく当方までご連絡ください。

特別養子縁組あっせん機関

住所

電話番号

●文末に、貴団体の情報をご記入ください。

A2 補助 リーフレット

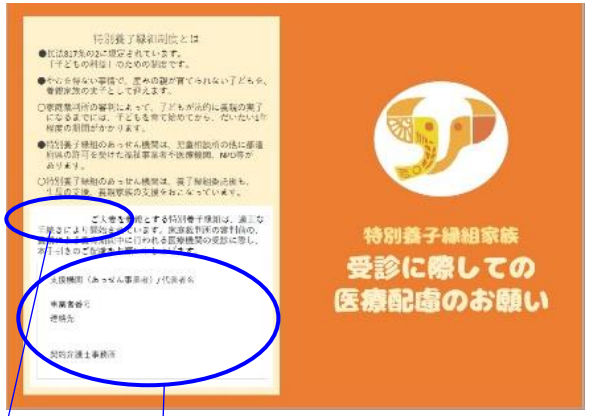

●養親様の名前をご記入ください

●印刷シール（A4 に 12 枚割り付け 4.23 x 8.38）に貴団体の情報を印刷し、枠線に沿って貼ってください。

〇フォルダー内 ASKUL の印刷シール用のテンプレートがあります。

予防接種用シール

●必要に応じ、問診票に貼ってお使いいただくシールです。

A3 医療行為同意書

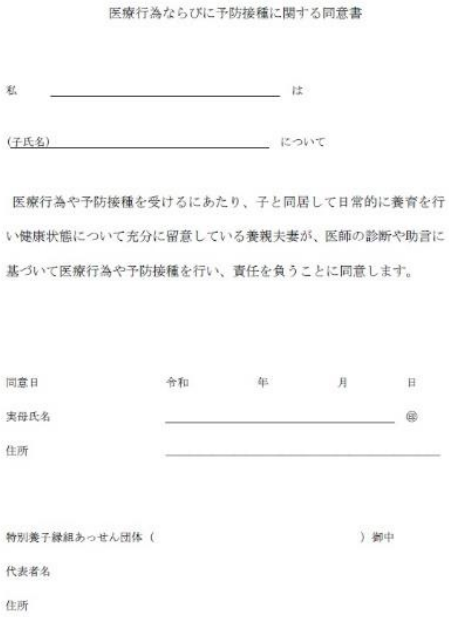
医療行為ならびに予防接種に関する同意書

私 ＿＿＿＿＿＿＿＿ は

（子氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿ について

医療行為や予防接種を受けるにあたり、子と同居して日常的に養育を行い健康状態について充分に留意している養親夫妻が、医師の診断や助言に基づいて医療行為や予防接種を行い、責任を負うことに同意します。

同意日　令和　年　月　日

実母氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

特別養子縁組あっせん団体（　　）御中

代表者名

住所

●実母の同意を取得するときにお使いください。

本書式にとらわれず、貴団体書式の同意書に差し替えていただくこともできます。

●同意書のコピーを養親様にお渡しください。

	●養親様にお渡しください。	

★A2 補助のリーフレットと予防接種用シールは光沢紙に印刷したものを各児童相談所様にお送りします。

[児童相談所の使い方]

受診用ツールセットを準備し、医療同意の適用文書/説明とともに、養親様にお渡しください

A2 医療機関のみなさまへ

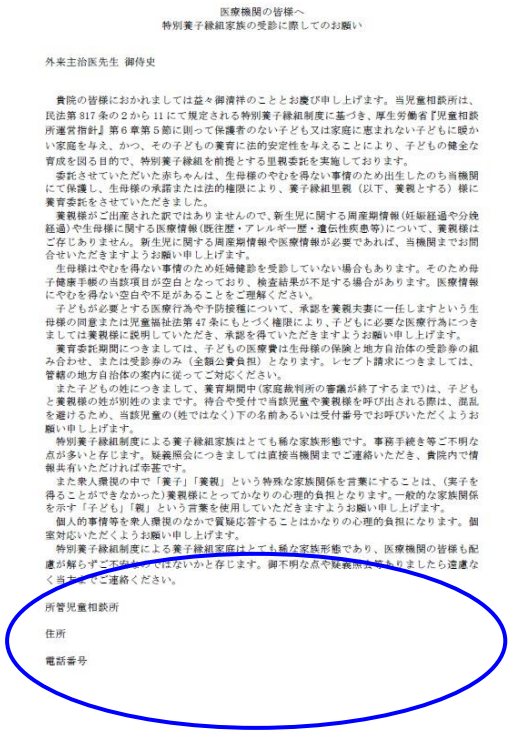

医療機関の皆様へ
特別養子縁組家族の受診に際してのお願い

外来主治医先生 御侍史

貴院の皆様におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。当児童相談所は、民法第817条の2から11にて規定される特別養子縁組制度に基づき、厚生労働省『児童相談所運営指針』第6章第5節に則って保護者のない子ども又は家庭に恵まれない子どもに暖かい家庭を与え、かつ、その子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る目的で、特別養子縁組を前提とする里親委託を実施しております。

委託させていただいた赤ちゃんは、生母様のやむを得ない事情のため出生したのち当機関にて保護し、生母様の承諾または法的権限により、養子縁組里親（以下、養親とする）様に養育委託をさせていただきました。

養親様がご出産された訳ではありませんので、新生児に関する周産期情報（妊娠経過や分娩経過）や生母様に関する医療情報（既往歴・アレルギー歴・遺伝性疾患等）について、養親様はご存じありません。新生児に関する周産期情報や医療情報が必要であれば、当機関までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

生母様はやむを得ない事情のため妊婦健診を受診していない場合もあります。そのため母子健康手帳の当該項目が空白となっており、検査結果が不足する場合があります。医療情報にやむを得ない空白や不足があることをご理解ください。

子どもが必要とする医療行為や予防接種について、承認を養親夫妻に一任しますという生母様の同意または児童福祉法第47条にもとづく権限により、子どもに必要な医療行為につきましては養親様に説明していただき、承認を得ていただきますようお願い申し上げます。

養育委託期間につきましては、子どもの医療費は生母様の保険と地方自治体の受診券の組み合わせ、または受診券のみ（全額公費負担）となります。レセプト請求につきましては、管轄の地方自治体の案内に従ってご対応ください。

また子どもの姓につきまして、養育期間中（家庭裁判所の審議が終了するまで）は、子どもと養親様の姓が別姓のままです。待合や受付で当該児童や養親様を呼び出される際は、混乱を避けるため、当該児童の（姓ではなく）下の名前あるいは受付番号でお呼びいただくようお願い申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家族はとても稀な家族形態です。事務手続き等ご不明な点が多いと存じます。疑義照会につきましては直接当機関までご連絡いただき、貴院内で情報共有いただければ幸甚です。

また衆人環視の中で「養子」「養親」という特殊な家族関係を言葉にすることは、（実子を得ることができなかった）養親様にとってかなりの心理的負担となります。一般的な家族関係を示す「子ども」「親」という言葉を使用していただきますようお願い申し上げます。

個人的事情等を衆人環視のなかで質疑応答することはかなりの心理的負担になります。個室対応いただくようお願い申し上げます。

特別養子縁組制度による養子縁組家族はとても稀な家族形態であり、医療機関の皆様も配慮が解らずご不安なことではないかと存じます。御不明な点や疑義照会がありましたら遠慮なく当方までご連絡ください。

所管児童相談所

住所

電話番号

●文末に、貴相談所の情報をご記入ください。

A2 補助 リーフレット

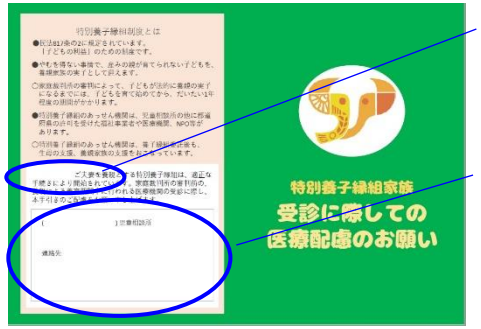

●養親様の名前をご記入ください

●印刷シール（A4 に 12 枚割り付け 4.23 x 8.38）に貴相談所の情報を印刷し、枠線に沿って貼ってください。

○フォルダー内 ASKUL の印刷シール用のテンプレートがあります。

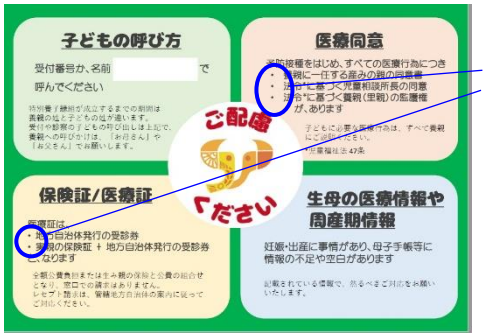

●適用されるものに○をつけてください。

予防防接種用シール

●必要に応じ、問診票に貼ってお使いいただくシールです。

●養親様にお渡しください。